

西宮市都市景観表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市都市景観条例（平成21年西宮市条例第8号）第34条に規定する本市の都市景観の形成に著しく寄与すると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件又はそれらの複合体（以下「建築物等」という。）及び都市景観の形成に著しく貢献していると認められる行為等を表彰することにより、優れたデザインの普及、都市景観の向上及び都市景観に関する市民意識の高揚を図ることを目的とする。

(表彰対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 西宮市内で完成した建築物等で良好な景観を創出するモデルとなるもの
- (2) 西宮市内で行われている行為等で良好な景観を創出するモデルとなるもの

(表彰)

第3条 表彰は、市長が次の各号に掲げるものに対して行うものとする。

- (1) 建築物等の事業主、設計者、施工者（以下「建築物等の事業主等」という。）
- (2) 良好な都市景観の維持向上に努めている個人又は団体等

(選定手続)

第4条 市長は、市民等の推薦又は応募のあったものの中から、西宮市都市景観表彰選考委員会の審査及び選考により、表彰の選定を行うものとする。

- 2 市長は、市民等の推薦又は応募のあったものの中から、市民による投票により、特別表彰の選定を行うことができる。

(西宮市都市景観表彰選考委員会)

第5条 推薦又は応募を受けたものの中から、表彰対象を審査及び選考するため、西宮市都市景観表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、西宮市都市景観・屋外広告物審議会委員、都市局長で構成する。
- 3 委員会は、都市景観表彰の実施年度ごとに設置するものとし、委員の任期は、当該年度末とする。
- 4 委員会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。
- 5 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 6 会長に事故があったときは又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(選考基準)

第6条 都市景観表彰の選考基準は、委員会及び市民等が別に定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、都市局都市計画部に置く。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。